

畜産第1504号
平成28年11月18日

公益社団法人 北海道獣医師会 様

北海道農政部生産振興局
畜産振興課家畜衛生担当課長

鹿児島県出水市で採取された水から高病原性鳥インフルエンザウイルスが分離された事例に伴う防疫対策の再徹底について

このことについて、別添のとおり農林水産省消費・安全局動物衛生課長から通知がありました。

今般の事例により、日本で今季初めて本病ウイルスが確認されたこととなり、家きん飼養農場での本病の発生リスクは極めて高い状況にあると考えられます。

つきましては、本情報について、家きん飼養農場並びに畜産関係者等に周知いただくとともに、道内への本病の侵入防止対策に万全を期すため、改めて、畜舎内への野生動物の侵入防止対策、農場における消毒の徹底等の飼養衛生管理基準遵守状況の確認及び指導並びに早期発見及び通報を再徹底するとともに、海外における鳥インフルエンザの発生状況に関する情報を把握するよう、地域畜産関係者への指導をお願いします。

なお、次の関係団体及び各（総合）振興局には通知済みですので、申し添えます。

記

○ 関係団体

- ・北海道養鶏会議
- ・北海道食鳥生産推進協議会
- ・北海道農業共済組合連合会
- ・公益社団法人 北海道家畜畜産物衛生指導協会
- ・北海道オーストリッチネットワーク
- ・北海道合鴨水稻会
- ・ホクレン農業協同組合連合会（畜産生産部飼料推進課宛）

（ 連絡先：家畜衛生グループ主査（防疫）
TEL 011-204-5441（ダイヤルイン）
FAX 011-232-1064 ）

写

28消安第3612号
平成28年11月18日

都道府県畜産主務部長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

鹿児島県出水市で採取された水から高病原性鳥インフルエンザウイルスが分離された事例に伴う防疫対策の再徹底について

本日、環境省から、鹿児島県出水市で採取された水（ツルのねぐらの水）について、確定検査の結果、高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5N6 亜型）が分離された旨連絡がありましたのでお知らせします。

高病原性鳥インフルエンザ（以下「本病」という。）の防疫対策については、昨今の状況を踏まえ、「世界各地の家きん及び野鳥における高病原性鳥インフルエンザの発生について」及び「韓国の家きんにおける高病原性鳥インフルエンザの疑い事例について」（平成28年11月11日及び11月17日付け家畜防疫対策室長事務連絡）にて畜産関係者への情報提供、指導の強化をお願いしているところです。

今般の事例により、我が国で今季初めて本病ウイルスが確認されたこととなり、家きん飼養農場での本病の発生リスクは極めて高い状況にあると考えています。このため、「平成28年度における高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策の強化について」（平成28年9月23日付け28消安第2664号消費・安全局長通知）に基づき、家きんの飼養農場での本病ウイルスの侵入防止対策及び万一の発生時に備えたまん延防止対策に万全を期するよう改めてお願いいたします。

報道各社御中 環境省広報室

鹿兒島県で採取された水における高病原性鳥インフルエンザ確定検査陽性事例について

(H28.11.18)

現時点での検査状況等について、以下のとおりお知らせします。

番号	都道府県	場所	種名	回収日	簡易検査	遺伝子検査	確定検査	監視重点区域指定状況
1	北海道	標津郡中標津町	オオハクチョウ	11/7回収	陰性	11/14陽性	確定検査機関で検査中	11/14指定
2	秋田県	秋田市	コクチョウ	11/15死亡	陽性	実施しない	確定検査機関で検査中	11/15指定
3	秋田県	秋田市	コクチョウ	11/17死亡	陽性	実施しない	確定検査機関で検査中	11/15指定
4	鹿兒島県	出水市	環境試料(ねぐらの水)	11/14採取			11/18 高病原性鳥インフルエンザウイルス(H5N6亜型)と判明	11/18指定

(太枠内下線が今回の情報です。)

【今回の案件(No.4)について】

- ・11月18日、鹿兒島大学から、大学の独自調査により、鹿兒島県出水市において11月14日に採取した環境試料(ねぐらの水)から、高病原性鳥インフルエンザウイルス(H5N6亜型)が検出された旨報告がありました。
- ・このため、11月18日より周辺10km圏内を野鳥監視重点区域に指定し、野鳥の監視を強化しています。

1 主な経緯等

(1) ねぐらの水の採取地点
鹿兒島県出水市

(2) 経緯

- ・11月18日(金) 鹿兒島大学(確定検査機関)より、ねぐらの水調査(11月14日に採取)の確定検査により、水1検体から、鳥インフルエンザウイルス(H5N6亜型)が検出された旨報告があった。
- ・このため、11月18日より周辺10km圏内を野鳥監視重点区域に指定。

ねぐらの水調査

ねぐらは、ツルが越冬するために保護区内に人工的に水を張って設置しているものであり、その水を環境試料として出水市と鹿兒島大学で連携して定期的(11月~3月)に調査しているもの。



2 今後の対応

- (1) 野鳥監視重点区域において、野鳥の監視を一層強化。
- (2) 全国での対応レベルは、すでに対応レベル2として監視を強化しており、引き続き監視を強化。
- (3) 野鳥緊急調査チームの派遣準備を開始。
- (4) 「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」
(http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/manual/pref_0809.html に掲載) に準じて適切に対応。

【留意事項】

- ・ 鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等の特殊な場合を除いて、通常では人には感染しないと考えられています。日常生活においては、鳥の排泄物等に触れた後には手洗いとうがいをしていただければ、過度に心配する必要はありませんので、冷静な行動をお願いします。
- ・ 周辺地域のみならず国民の皆様におかれては、「野鳥との接し方について」(http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/manual/20101204.pdf) に十分留意されるようお願いします。

【取材について】

- ・ 現場での取材は、ウイルスの拡散や感染を防ぐ観点から、厳に慎むようお願いいたします。

環境省はホームページで高病原性鳥インフルエンザに関する様々な情報を提供しています。 (http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/)

平成28年11月18日(金)
自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室
直 通：03-5521-8285
代 表：03-3581-3351
企 画 官：東岡 礼治 (内線6475)
鳥獣専門官：根上 泰子 (内線6676)